

こどもをまもるじょうれい 子どもを守る条例



枚方市
ひこぼしくん

ひらかたし こ えがお すこ せいちょう
枚方市は、子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを

めざ こ まも じょうれい せいてい
目指して、「子どもを守る条例」を制定しました。

こ たいせつ そんざい
子どもはとても大切な存在です。

しあわ だいいち かんが しゃかい ぜんたい まも
みなさんの幸せを第一に考え、社会全体で守っていく

じょうれい つく
ためにこの条例は作られました。

これから「子どもを守る条例」について、
次のような流れで4回に分けて配信して
いきます。



1. 子どもを守る条例とは
2. 子どもの権利とは
3. 子どものみんなに知っておいてほしいこと
4. 大人の役割について

MEMO

条例で定められている「子ども」とは、
おおむね18歳までのひとのことを言います。

1. 子どもを守る条例とは

前文

(一部抜粋)

笑顔は笑顔を呼ぶ。子どもが笑顔で生き
生きと暮らせるまち(社会)は、すべての
人にとっても心豊かなまち(社会)です。
その実現に向けて、子どもが安心と自信
をもって暮らし、子ども自らの生きる力
を育むとともに、すべての家庭が安心して
子どもを育てることができるような環
境づくりを親だけではなく社会全体で支
えていかなければなりません。

そして、次の世代を担う子どもの幸せを
第一に考え、子どもをひとりの人間とし
て尊重し、すべての子どもが持つ権利や
自由が最大限尊重される社会の実現に
向け、「子どもの生きる力を育み、健やか
な成長を支えるまちづくり」、「子どもを
安心して育てることができるまちづくり」、
「子どもの人権が尊重される安全なまち
づくり」を進めるものとします。

枚方市は、こんな思いで
子どもや子育ての支援をしています。

目 的

第1条 この条例は、子ども及び子育てに関する支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関し、**基本理念**を定め、**市の責務**並びに**市、保護者、地域住民、学校園等及び事業者の役割**を明らかにするとともに、**子どもを守る体制づくり**及び**子ども・子育て支援に関する施策**（以下「子どもを守る施策」という。）に関する**基本事項**を定めることにより、**一人ひとりの子どもが笑顔で健やかに成長できるまちの実現に資することを目的とする。**

この条例は、枚方市が子どもや子どもを育てている家庭を応援するために、**基本的な考え方**や**方針**を宣言して、**大人の役割**などを定めています。
子どもが笑顔で健やかに成長できるまちを目指すために決めた約束です。



基本理念(枚方市が大事にしている考え方)は、
次の3つです。



基 本 理 念

第3条 市における子ども・子育て支援に関する基本理念は、
次に掲げるとおりとする。

- (1) 一人ひとりの子どもの**最善の利益を第一に考慮**すること。
- (2) 一人ひとりの子どもの**主体的に生きる力を育む**こと。
- (3) 一人ひとりの**子どもに寄り添い、子どもを育てる家庭全体を支援**すること。

1

一人ひとりの子どもの年齢や成長に合わせて、
子どもの思いや意見を受け止めながら子どもを権利主体として、
子どもにとって「最も良いことは何か」を考えていくこと。

2

子ども一人ひとりが将来にむけて、自ら判断する力や、
豊かな人間性、個性や創造性を発揮する力などをつけられる
ように、社会全体で育むこと。

3

安心して子どもを産んで育てることができるよう、
子育て家庭を丸ごと応援すること。



子どもにとって何が一番かを考えて、
子どもの育ちと子育て家庭をみんなで
支えよう！ということ



基本方針(子どもを守るためにどうしていくか)
は、次の3つです。



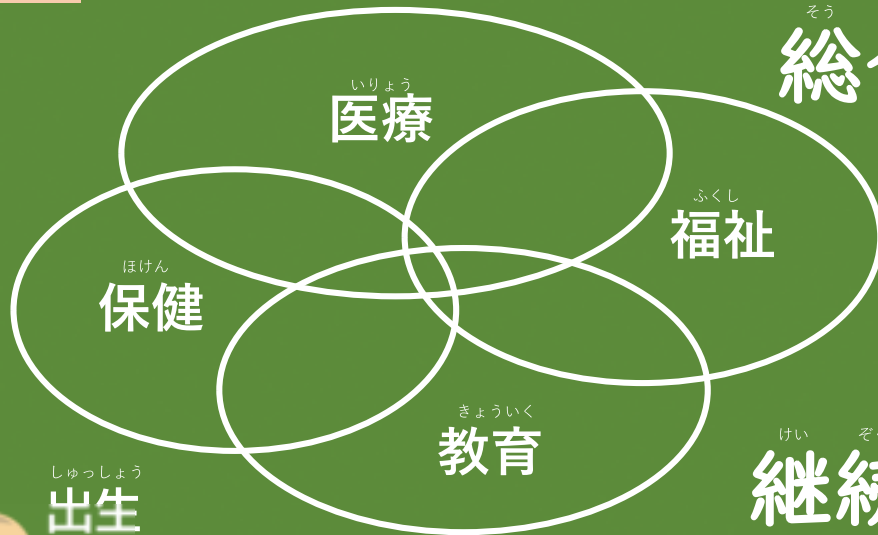
基本方針

第4条 市における子ども・子育て支援は、
次に掲げる方針に基づき推進するものとする。

- (1) 医療、保健、福祉及び教育の各分野に携わる者が連携し、
総合的な支援をすること。
- (2) 乳幼児期から青年期に至るまでの間において
継続的な支援をすること。
- (3) 保護者、地域住民、学校園等及び事業者が一体となって
重層的な支援をすること。

かいせつ
解説すると...

1



総合的 (そうごうてき)

色々な分野 (いろふんや) が連携して (れんけいして)

ずっと

2



継続的 (けいぞくてき)

成人 (せいじん)



3



重層的 (じゅうそうてき)

社会一体 (しゃかいいつたい) となって (なつて)

そうやって、子どもと子育て家庭を支える！ということ





ひらかた し こ まも じょうれい
枚方市が子どもを守る条例の
きほん りねん きほん ほうしん
基本理念や基本方針について、
わ
分かってもらえましたか？

じょうれい なか おとな やく わり みずか かんが
条例の中では、大人の役割として、みなさんが、自ら考え、
はんだん ちから ゆた にん げん せい い ちから はぐく かんきょう
判断する力や豊かな人間性や生きる力などを育める環境づくりを
してくださいと大人にお願いしている部分もあります。

ちゅうがくせい こ まも じょうれい
中学生のみなさん、子どもを守る条例は、
し の ホームページから読めますので、
いちど ぜんぶん よ
ぜひ一度全文を読んでみてくださいね。



じ かい
今回は、ぼくもあなたも、みんなが持っている権利について
はなし
たの
ま
お話しします。楽しみに待っていてくださいね♪

さいご
最後に、困ったときや悩んだとき、
そうだん
しょうかい
相談できるところを紹介します。
さいご
よ
最後のページまで読んでくださいね。



つぎ
次のページもみてね

こ ども の 育 ち 見 守 り セ ン タ ー と な と な

☎ 050-7102-3221

げ つ よ う び き ん よ う び し ゅ く じ つ や す
月 曜 日 ~ 金 曜 日 (祝 日 は 休 み) 9:00 ~ 17:30

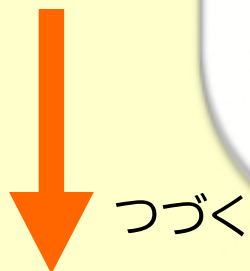
おうちのこと、^{とも}友だちのこと、^{がっこう}学校のこと

^{じぶん}自分のこと、^{そうだん}なんでも相談にのります。

「となとな」には、「いつでもあなたのとなりに
いますよ」という^{い み}意味があります。

あなたは、ひとりじゃないですよ。

いつでも^{きがる}気軽に^{そうだん}相談してください。



こ ち えが お ま も 子どもの笑顔を守るコール いじめホットライン

☎ 072-809-7867

げつ しょう び きん しょう び しゅくじつ やす
月曜日～金曜日(祝日は休み) 9:00～17:00

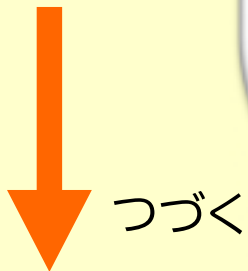
いじめのことについて相談そうだんにのります。

ちい
小さなことでもいいです。

こま
困こまっているとき、しんどいとき、学校がっこうに行きたい

くないなあって思うおもとき、いつでも

相談そうだんしてくださいね。



じ かん そ う だ ん う け っ け

24時間相談受付ダイヤル

なにわっこ にっこり

☎ 0120-7285-25

こ せ ん よ う
子ども専用のフリーダイヤルです。

じ かん に ち う け っ け
24時間365日受付していますので

おうちのことや友だちのこと、がっこう学校のこと

いじめのこと、じぶん自分のことなど

なんでもいつでも相談そう だ んしてください。

よ な か夜中でも大丈夫です。

さいご最後まで読んでくれてありがとうございました。

